

見積り、雇調金処理など

コロナ禍の影響を踏まえた 会計処理の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 石田 博士

【1】の章のエッセンス

●コロナ禍の影響を踏まえた会計上の見積りは、企業会計基準委員会(ASBJ)より公表されている「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を踏まえ決算対応を行う必要がある。

●繰延税金資産の回収可能性および固定資産の減損の検討では、特に会計上の見積りを適切に行うことが重要であり、より慎重に検討する必要がある。

●操業、営業停止中の固定費の取扱い、雇用調整助成金の会計処理など、新型コロナウイルス感染症に関する個別論点について考慮する必要がある。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年4月に緊急事態宣言が発出され企業活動の制限や自粛が要請されるなど経済活動全般に多くの影響を及ぼしている。新型コロナウイルス感染症の影響は、本稿執筆時点(2020年12月3日)では国内外で再び感染が再拡大する懸念がみられ、今なお収束時期等を合理的に予測できる状況には至っていない。12月決算会社は、例年とは異なるこのような状況で年度末の決算を行うことになる。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、12月決算会社において検討が必要となる会計処理

を中心に解説を行う。

なお、本稿の意見に関する部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

会計上の見積りを行う うえでの新型コロナウイルス 感染症の影響の 考え方

(1) 新型コロナウイルス感染症 の影響の考え方

財務諸表を作成するうえでは、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損など、さまざまな会計上の見積りを行うことが必要である。企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する

会計基準」4項(3)では、会計上の見積りを「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」と定義されている。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がりが方や収束時期等を予測することが困難であるため、会計上の見積りを行うなかで、特に将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難であると考えられる。このような状況において、会計上の見積りを行ううえでの留意事項として、企業会計基準委員会(ASBJ)より第429回企業会計基準委員会議事概要(2020年4月9日開催)として「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が公表されている。そのなかで留意が必要と考えられる内容を抜粋して図表1に記載している。

新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象であっても、財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づく最善の見積りを行う必要があることとされている。議事概要が公表された2020年4月時